神石協働支援センター

自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の防災力の強化を目指して組織される自主防災組織の結成を促進し、その

活動を支援するとともに、自主防災組織の防災力を向上させ、防災体制の充実を図ることを目的として交付する自主防災組織活動促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、神石地区内自主防災組織とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象とする事業は、自主防災組織の活動のうち、次に揚げるものとする。

　（１）防災訓練（避難訓練、給食・給水訓練、避難所体験訓練、消火訓練など）

　（２）研修・啓発　防災意識向上及び防災知識の普及啓発などに係る講演会、学習会などの開催、冊子

　　の作成等

　（３）防災マップ（安全かつ迅速な避難につなげるための防災マップ）作成、配布事業

　（４）防災意識啓発ポスター・チラシ作成、配布事業

　（５）避難行動マニュアル作成、配布事業

　（6）その他必要とされる事業・訓練

（補助回数及び補助額）

第4条　１自主防災組織につき１回限り、１０万円とする。

（申請方法）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、自主防災組織活動促進事業補助金交付申請書及び補助金請求書（様式第1号）に次に揚げる書類を添えて、神石協働支援センター長（以下、センター長）に提出しなければならない。

1. 自主防災組織規約
2. 事業計画書
3. その他センター長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条　センター長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し事業の利用の可否を決定する。

（実績報告）

第7条　補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了した時は当該年度の総会が終了次第、総会議案書をセンター長に提出する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和2年９月１５日から施行する。